

株 主 各 位

東京都目黒区青葉台一丁目4番5号
株式会社 アールシーコア
代表取締役社長 二 木 浩 三

第32回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第32回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席お差し支えの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、同封の保護シールを貼付のうえ、平成29年6月14日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年 6月15日（木曜日）午後4時00分
受付開始 午後3時30分
（開催時刻が前回と異なりますので、ご注意ください。） |
| 2. 場 所 | 東京都目黒区青葉台一丁目4番5号
当社本店会議室（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第32期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第32期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件 |
| 第5号議案 | 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件 |

なお、本招集ご通知の添付書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しております（<http://www.rccore.co.jp>）ので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。添付書類の連結計算書類及び計算書類は、監査等委員会又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

本定時株主総会終結後、当社ウェブサイトと同株主総会の決議内容等を掲示いたします。

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合、ご本人及び代理人自身の議決権行使書用紙と代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。
 2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、上記当社ウェブサイトにおいて、修正後の事項を掲載させていただきます。
 3. 本総会終了後、株主様には、当社経営並びに事業に対する理解を深めていただくため、株主懇談会及びモデルハウス見学会を開催する予定です。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、アジア新興国の景気減速や為替円高の進行により景気に弱さが見られるものの、雇用や所得環境の改善が続く緩やかな回復基調にて推移しました。一方、米国の政権交代や欧州の政情不安などを原因とする海外経済の不確実性や、金融資本市場の変動の影響もあり、先行きは不透明な状態が続きました。

住宅市場においては、平成28年4月～平成29年3月の新設住宅着工数が前期比5.8%増加、新設戸建て木造住宅着工数は同2.8%増加となり、政府による住宅取得支援策の追加やマイナス金利政策による住宅ローンの金利低下により、住宅取得の関心が高まりました。

こうした状況の下、当社におきましては、中期経営計画“「異端でメジャー」ステージアップ5ヵ年計画”の最終年度を迎えました。これは“異端”の深化（＝個性追求）による差別化戦略と、“メジャー”の実現に向けた規模拡大戦略により、当連結会計年度において連結売上高180億円、営業利益率8%、ROE18%の実現を目指したものです。

当連結会計年度における取り組みとして、商品面では、カントリー、ファインカット、あきつ、G-LOGの4シリーズで展開しているログハウスについて、顧客への暮らし提案を見直した結果、平成28年4月、ファインカットをG-LOGに統合し、合計3シリーズとしました。また、平成28年10月には、BESSの“小屋”ログ「第三のトコロ IMAGO」の販売を開始し、小屋を通じて楽しむ“コト”づくりにより、新たなマーケットの開拓を図りました。同じく10月に、展示場来場客数の累計100万組突破を記念した特別モデル「WONDER VOID」の販売を開始し、「無くて、自由」をコンセプトに、自分で作りこんで完成させるという新しいBESSの家を訴求しました。更に、無垢材を多用するBESSの家のユーザーに向けて、メンテナンスの大切さと楽しさをお伝えするウェブサイト「お手入れガイド」もオープンさせました。

営業面では、全国のBESS展示場において個別に営業員を教育できる体制を構築するため、営業資格制度に最上級資格となるマイスター制度を新設するなど、営業員向け教育の強化に取り組みしました。加えて、平成28年4月からの春夏フェア

「大きく暮らす」（軒下を活用した“外のように内のような”空間を楽しむ暮らし提案）、同年10月からの秋冬フェア「Viva! 自然人」（五感で感じる自然体の暮らし提案）などのプロモーションを実施しました。また、新たなウェブサイト「H＝m s² 研究所」を開設し、BESSのブランドミッションである「ユーザーハピネス」に共感する潜在顧客層の認知拡大を図りました。営業成績の先行指標となる全国のBESS展示場への新規来場数は、一部の地区販社におけるオーナー交代に伴う拠点減や一時的な活動停滞の影響で、28,370件と前期比1.9%減となりましたが、来場された顧客の中から具体性をもつ商談となった件数は同3.9%伸長し、連結受注高は12,287百万円と同3.5%の伸びとなりました。

連結子会社の株式会社BESSパートナーズ（以下、B P 社）におきましては、平成28年9月に株式会社BESS北陸より金沢展示場の資産を譲り受け、札幌地区、岐阜地区と併せて3拠点体制となりました。カナダ連結子会社であったBIG FOOT MANUFACTURING INC.（以下、B F M 社）に関しましては、資材調達の柔軟性を高め、経営資源をマーケティングや商品開発に集中させる方針に基づき、平成28年7月に現地企業のBAYWEST HOLDINGS LIMITEDへの株式譲渡を完了しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高につきましては、工期が延びる傾向に歯止めが掛からなかったものの、前年度からの豊富な繰越契約残高により、前期比4.7%増の12,902百万円となりました。利益面におきましては、地区販社の再編による受注の遅れに伴うロイヤリティ売上の減少に加え、人員増に伴う人件費増や本社ビルの賃料増加により販管費が増加したことから、営業利益は前期比11.5%減の666百万円となりました。経常利益は、借入金利の低下により支払利息等の営業外費用が減少し、営業利益より減少幅は縮小したものの、前期比8.5%減の679百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益については、B F M 社株式の売却による特別損失の計上により、同25.1%減の382百万円となりました。

〔部門別売上高〕

区 分	金 額	構 成 比	前 期 比
直 販 部 門	3,708,636千円	28.7%	104.1%
販 社 部 門	7,667,937	59.4	105.1
B E S S パ ー ト ナ ー ズ	1,516,631	11.8	107.3
北 米 部 門	9,344	0.1	18.4
合 計	12,902,551	100.0	104.7

（注）北米部門につきましては、当連結会計年度第2四半期よりB F M 社を連結範囲から除外したため、同第1四半期の売上高を計上しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は、63百万円であります。

主な内容といたしましては、藤沢営業所のモデルハウス改修であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中にグループの所要資金として、金融機関から830百万円の長期借入を実行しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

BIG FOOT MANUFACTURING INC. につきましては、平成28年7月に保有株式の全てを譲渡しました。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

項 目	第29期 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	第30期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで	第31期 平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで	第32期 (当連結会計年度) 平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで
受 注 ・ 契 約 高	11,676,496	10,489,602	11,876,020	12,287,638
契 約 棟 数	1,012棟	907棟	1,004棟	948棟
売 上 高	12,087,590	11,941,733	12,318,178	12,902,551
経 常 利 益	908,107	681,535	741,812	679,073
親会社株主に帰属 する当期純利益	576,447	422,088	510,736	382,765
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	137.46(円)	96.43(円)	115.44(円)	85.80(円)
総 資 産	10,013,740	9,948,661	9,986,484	10,506,900
純 資 産	4,012,791	4,264,719	4,485,620	4,822,139

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 B E S S パ ー ト ナ ー ズ	100百万円	100.00%	ログハウス等の販売・施工

(注) BIG FOOT MANUFACTURING INC. につきましては、平成28年7月に保有株式の全てを譲渡したため、重要な子会社から除外いたしました。

(4) 対処すべき課題

次期の経済見通しにつきましては、英国のEU離脱交渉の本格化、欧州各国の選挙及び米国トランプ政権の政策の不確実性などがリスク要素と考えられるものの、米国をはじめとする海外経済は緩やかな回復が維持されるものと見られています。日本経済においては、平成32年夏の東京オリンピック・パラリンピック開催を控えた需要の盛り上がりやインバウンド需要による押し上げもあり、景気は緩やかに拡大すると見られていますが、企業においては生産性向上をはじめとした様々な取り組みが求められるものと考えております。

当社グループにおきましては、今般、新たな中期経営3ヵ年計画を策定し、「業界最狂、ハピネス拡散」をスローガンに、第35期（平成32年3月期）に連結売上高200億円、営業利益率8%、ROE18%の実現を目指すことといたしました。先の中期経営計画への取組みを通じて明らかになった諸課題を克服し、計数目標に対する遅れを取り戻すべく、営業面においてはウェブサイト上や展示場においてユーザーが“集う”環境づくりを通じて、BESSファンが集う「触媒力」の発揮を図ります。また、「ココロのぜいたく 桮（ふもと）ぐらし」により新時代の暮らし方を創出し、発信していくことでブランドの浸透を更に強めていきます。販社制度においては、一部オーナーの交代等による一時的な影響があるものの、各展示場への新規来場数は維持できていることから、BESS一体化に向けた基盤づくりを進めるなど、営業力の強化に取り組んでまいります。

商品面においては、将来の施工従事者の不足を見据えて、現場施工の負荷を大幅に低減させ施工回転力を高めるため、社内にて「生産革新プロジェクト」を立ち上げ、販社の収益力向上と本部（当社）の収益構造強化を図り、生産面からBESSブランドの価値を高めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ以上の諸事情をご賢察のうえ、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社グループの主要な事業は、オリジナルブランド「BESS」を用いたログハウス等のキット販売であります。具体的には、直営展示場及び連結子会社BP社で営むログハウス等のキット販売及び工事請負事業、不動産仲介・販売や別荘タイムシェアの販売・運営管理並びにメンテナンス・リフォーム工事その他の住宅関連事業、地区販社を統括するフランチャイズ本部事業等であります。

(6) 主要な営業所及び工場（平成29年3月31日現在）

① 当社

会 社 名	事 業 所 名	所 在 地
株式会社アールシーコア	本 社	東京都渋谷区
	本 店 BESSスクエア	東京都目黒区
	藤 沢 営 業 所	神奈川県藤沢市
	フェザント山中湖	山梨県南都留郡山中湖村

② 子会社

会 社 名	事 業 所 名	所 在 地
株式会社BESSパートナーズ	本 社	東京都渋谷区
	札 幌 営 業 所	北海道江別市
	岐 阜 営 業 所	岐阜県岐阜市
	金 沢 営 業 所	石川県金沢市

- (注) 1. 平成28年9月1日に、株式会社BESS北陸より、金沢展示場の資産を譲り受けました。
2. BIG FOOT MANUFACTURING INC. につきましては、平成28年7月に保有株式の全てを譲渡したため、子会社より除外いたしました。

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
184 (57) 名	9名減（6名増）

(注) 使用人数には、当社グループから当社グループ外への出向者は含んでおりません。臨時雇用者数（契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に1年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
157 (55) 名	5名増（6名増）	40.0歳	8年8ヶ月

(注) 使用人数には、当社から当社外への出向者は含んでおりません。臨時雇用者数（契約社員、人材会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に1年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	820,429千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	383,983
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	258,180
株 式 会 社 横 浜 銀 行	227,725

- (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成29年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 12,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 4,488,500株 |
| ③ 単元株式数 | 100株 |
| ④ 株主数 | 3,555名 |
| ⑤ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
二 木 浩 三	904,100株	20.14%
アールシーコア社員持株会	397,500	8.86
谷 秋 子	283,000	6.31
矢 島 繁 雄	262,900	5.86
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	120,000	2.67
石 井 陽 子	115,000	2.56
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	110,000	2.45
あ お む し 持 株 会	100,700	2.24
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	100,000	2.23
安 田 秀 子	96,800	2.16

(注) 1. 持株比率は、自己株式（140株）を控除して計算しております。

2. あおむし持株会は、当社と取引のある法人又は個人を会員とする持株会であります。

(2) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年1月31日開催の取締役会において、当社の株価や業績と社員の処遇との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への社員の意欲や士気を高めるため、社員に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託」を導入することを決議いたしました。

本制度は、当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の社員に対し当社株式を給付する仕組みです。具体的には、社員に対し個人の在籍年数及び貢献度等に応じてポイントを付与し、株式給付規程に定める一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。社員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含めて取得し、信託財産として分別管理するものとします。

なお、平成29年5月12日開催の取締役会決議により、株式の取得資金として信託する金額を200百万円、取得期間を平成29年5月24日から同年6月30日まで、取得方法を立会外取引を中心に取引所市場より当社株式を取得することといたしました。

(3) 新株予約権等の状況（平成29年3月31日現在）

① 当事業年度末における新株予約権の状況

	第3回新株予約権（注）1
発行決議日	平成24年6月28日
新株予約権の数	202個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 20,200株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 60,600円 (1株当たり 606円)
権利行使期間	平成26年7月28日から 平成29年8月31日まで
行使の条件	(注)2

(注) 1. 平成24年10月1日に実施した株式分割（1株を100株に分割）により、新株予約権の目的となる株式の種類と数（新株予約権1個当たりの株式数）及び新株予約権の行使時の払込金額が調整されております。上表は調整後の数値を記載しております。

2. イ. 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社の子会社の取締役、監査役もしくは社員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社の子会社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。

ロ. 新株予約権の相続は認めない。

② 当事業年度末における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

				第3回新株予約権
役員 保有 状況	取締役 (監査等委員を除く。)	取締役 (社外取締役を除く。)	新株予約権の数	55個
			目的となる株式数	5,500株
			保有者数	1名
		社外取締役	新株予約権の数	0個
			目的となる株式数	0株
			保有者数	0名
	取締役（監査等委員）		新株予約権の数	0個
			目的となる株式数	0株
			保有者数	0名

(注) 上記以外に、平成27年6月11日開催の第30回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した元取締役1名が保有する新株予約権147個があります。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(4) 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	二 木 浩 三	
常 務 取 締 役	谷 秋 子	
常 務 取 締 役	浦 崎 真 人	
取 締 役	山 田 浩	営業本部長
取 締 役 (監査等委員・常勤)	山 里 晃 久	
取 締 役 (監査等委員)	加 藤 公 司	弁護士
取 締 役 (監査等委員)	小 泉 大 輔	公認会計士、株式会社オーナーズブレイン代表取締役 株式会社地域新聞社社外監査役 株式会社アイフォー社外取締役

- (注) 1. 監査等委員である取締役は、3名とも会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役小泉大輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役として、坂根 聡氏を選任しております。なお、同氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役の要件を備えております。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、常勤の監査等委員を置いております。
5. 監査等委員である取締役3名を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。
6. 平成29年4月1日付にて常務取締役谷 秋子氏は生産革新推進室長に、取締役山田 浩氏は営業統轄本部長補佐に、それぞれ就任しました。

② 当事業年度中に退任した取締役

退 任 時 の 地 位	氏 名	退任時の担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 (監査等委員・常勤)	上 野 勝 博	

- (注) 上野勝博氏は、平成28年6月16日開催の第31回定時株主総会の終結の時をもって一身上の都合により辞任いたしました。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役3名とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める範囲内となります。

④ 取締役の報酬等の総額

イ. 当事業年度における報酬等の総額

区 分	支給人数	支 給 額
取 締 役(監査等委員を除く。)	4 名	116,839千円 (うち社外取締役0名 0)
取 締 役(監査等委員)	4	21,890 19,130) (うち社外取締役3名
合 計	8	138,729 19,130) (うち社外役員 3名

- (注) 1. 取締役の支給人数には、当事業年度中に退任した取締役(監査等委員) 1名を含めております。
2. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の額には、役員賞与510千円が含まれております。
3. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金として計上されている金額(監査等委員でない取締役4名に対し8,200千円、監査等委員である取締役1名に対し690千円)が含まれております。
4. 平成27年6月11日開催の第30回定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額を年額250,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額50,000千円以内とそれぞれ決議いただいております。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

当事業年度において取締役が受けた退職慰労金の額は、次の通りであります。

平成28年6月16日開催の第31回定時株主総会の決議に基づき、退任した取締役に対して平成28年度中に支払った役員退職慰労金

- ・取締役(監査等委員を除く。) 1名 1,083千円
- ・取締役(監査等委員) 1名 8,356千円

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査等委員である取締役小泉大輔氏が代表取締役を務めている株式会社オーナーズブレインと当社との間に特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査等委員である取締役小泉大輔氏が社外監査役を務めている株式会社地域新聞社及び監査等委員である社外取締役を務めている株式会社アイティフォーと当社との間に特別の関係はありません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役 (監査等委員・常勤)	山 里 晃 久	平成28年6月16日の就任以降、当事業年度開催の取締役会9回のうち9回に出席し、他社での経営や監査役の経験や知見を生かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会11回のうち11回に出席し、監査結果についての意見交換等、他社での経営・監査役経験を生かして適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	加 藤 公 司	当事業年度開催の取締役会11回のうち8回に出席し、弁護士としての専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会14回のうち14回に出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 泉 大 輔	当事業年度開催の取締役会11回のうち8回に出席し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会14回のうち14回に出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

⑥ 取締役を兼任しない執行役員の氏名及び担当等

平成29年4月1日付にて、次の通り執行役員3名を選任いたしました。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役 員	木 村 伸	B I 本部長
執 行 役 員	加 藤 晴 久	技術本部長
執 行 役 員	永 井 聖 悟	直販営業部門長

(5) 会計監査人の状況

- ① 名称 三優監査法人
- ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当 事 業 年 度 に 係 る 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額	22,000千円
当 社 及 び 子 会 社 が 会 計 監 査 人 に 支 払 う べ き 金 銭 そ の 他 の 財 産 上 の 利 益 の 合 計 額	22,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社都合の場合のほか、会計監査人に会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した行為又は公序良俗に反する行為があったと判断した場合において、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断したときには、監査等委員会の規程に則り、株主総会に提出する「会計監査人の解任又は不再任」に関する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人三優監査法人とは、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める範囲内となります。

(6) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の概要は以下の通りであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 法令・定款及び社内規程（以下「法令等」という。）の遵守を徹底するため、総務担当取締役をコンプライアンスの責任者に任用し、コンプライアンス規程及びコンプライアンスマニュアルを作成するとともに、取締役及び使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として構築した内部通報制度を活用しております。

ロ. 取締役社長を委員長としコンプライアンス責任者が事務局を管掌するコンプライアンス委員会を設置し、法令等の遵守状況を監視するとともに、体制や施策について審議を行っております。

ハ. 当社の部門責任者及び子会社の取締役は、担当部署又は子会社のコンプライアンスマニュアルの実施状況を管理・監督するとともに、コンプライアンス規程に従い、担当部署又は子会社の使用人に対し、内部通報制度及び通報窓口の周知徹底を図っております。

ニ. 内部通報制度の運用に当たり、リーニエンシー（通報者に対する処分の減免）を採り入れることにより、当該制度の実効性を高めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 職務の執行に係る文書その他の情報につき、文書管理及び営業秘密管理等に関する規程並びにそれに関連する各管理マニュアルに従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行っております。

ロ. 前項に係る事務は、総務担当取締役の管掌において総務部門が所管し、運用状況の検証及び各規程等の見直し等の経過について、経営会議に報告いたします。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 当社は、取締役社長に直属する部署として、内部監査部門を設置しております。

ロ. 内部監査部門は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査実施項目に漏れがないか否かを確認し、監査方法の改訂を行っております。

- ハ．当社は、内部監査部門の監査その他により法令等違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、発見された危険の内容及びそれが引き起こす損失の程度等について直ちに取締役社長を委員長とするリスク管理委員会及び担当部署に通報する体制を構築しております。
- ニ．リスク管理委員会は、取締役及び部門責任者を構成員とし、リスク管理規程の整備及び運用状況の確認、損失の危険の管理に資する予防措置及び事後処理要領の審議等を行っております。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ．当社が重要な意思決定を行うに際し、多面的な検討を経て慎重に決定するため、取締役等を構成員とする経営会議など、目的に応じた会議体や委員会を組織し、審議を行っております。
- ロ．当社及び子会社の取締役は、職務権限及び妥当な意思決定ルールを制定し、各々の規程に基づいて職務を執行しております。
- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ．当社は毎月１回程度開催する経営会議において、重要な子会社に対し、経営成績、財務状況その他重要な事項について、当社への定期的な報告を実施させております。
- ロ．経営企画担当取締役は内部監査部門と協力し、子会社におけるリスク情報の有無を半期又は四半期毎に監査しております。
- ハ．当社は、子会社に損失の危険が発生したことを把握した場合には、当該危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、直ちに当社のリスク管理委員会及び担当部署に報告がなされる体制を構築しております。
- ニ．当社と子会社との間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、内部監査部門は子会社との取引等に関する監査を行っております。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項
- 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、監査等委員会事務局に所属することとしております。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ．監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は、監査等委員会の指揮命令に従うこととしております。
- ロ．監査等委員会の職務を補助すべき使用人の異動及び懲戒等は、事前に監査等委員会の同意を得るものとしております。
- ⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ．取締役会は、監査等委員会と協議のうえ、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告すべき事項に関する規程を制定しております。

ロ．当社は、監査等委員会が前項の報告を受けるための体制を整備しております。

- ⑨ 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、当社の監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けております。また、当社は、監査等委員がその職務の執行について、費用の前払又は支払請求をしたときは、その費用が監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、前払又は支払を行っております。

- ⑪ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、取締役社長、会計監査人及び重要な子会社の役員とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しております。

- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

イ．反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断するとともに、不当な要求は断固として拒絶することをコンプライアンスマニュアルに定め、周知徹底を図っております。

ロ．反社会的勢力との関係を遮断するための体制の整備は、総務担当取締役の管掌において総務部門が主管し、前項の取組みを組織的に支援するほか、関係遮断プログラムの整備、外部専門機関との連携等を行うものとします。

(7) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次の通りであります。

- ① 職務の執行の効率性の確保について

当社は、取締役会の決議により、重要な業務執行の一部を経営会議又は取締役会に委任し、効率的な意思決定を行っています。取締役会は11回開催し、当社グループの四半期経営成績が報告されたほか、社内規程の制定、設備投資等について審議を行いました。

- ② コンプライアンスに関する取り組みについて

コンプライアンス委員会を開催し、法令・定款等の遵守状況を監視するとともに、体制や施策について審議しました。また、コンプライアンス規程に従い、使用人に対し、内部通報制度及び通報窓口の周知徹底を行いました。特に、内部通報制度については、リーニエンシー（通報者に対する処分の減免）を採り入れるとともに、地区販社に対しても自社や本部（当社）等に関する内部通報を促すため、新たに通報窓口を設けました。

- ③ リスク管理体制に関する運用状況について

リスク管理委員会を開催し、リスク管理規程の運用状況の確認、リスク管理に資する予防措置や事後処理要領の審議等を行いました。また、品質向上に関するプロジェクトチームを設置し、無垢材を多用する当社商品に係る品質の維持・向

上策を検討し、実施しました。

④ 監査等委員会に関する運用状況について

監査等委員は、取締役会、経営会議、リスク管理委員会等の重要な会議への出席等を通じ、取締役及び部門長等から業務執行状況の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っています。また、取締役社長、会計監査人及び重要な子会社の役員と定期的に意見交換を行うほか、内部監査部門が行った監査に関する報告を受けるなど、当社グループ全体で効果的な監査が実行可能な体制を構築しています。

(8) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の支配に関する基本方針を重要な事項と認識しており、継続的に検討しておりますが、現時点では敵対的買収防衛策を導入いたしていません。

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 配当金を含めた利益還元につきまして、重要な経営課題として認識しております。連結純資産配当率（DOE）を重視した長期的な視点での安定的配当を行うことを基本方針とし、株主の皆様のご期待に沿うよう適切な利益還元に努めるとともに、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保の確保にも配慮していく考えであります。

② 当社は、平成26年6月12日開催の第29回定時株主総会において、剰余金の配当等を取締役会の決議によって決定できる旨を決議いただき、定款第40条に定めております。

当事業年度の期末配当につきましては、平成29年5月12日開催の取締役会の決議により、1株につき24円とさせていただきます。既に平成28年12月2日に実施済の中間配当金1株当たり23円と合わせまして、年間配当金は1株当たり47円となります。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額、販売量及び株数については表示単位未満を切り捨て、また比率については、表示単位未満を四捨五入して表示しております。
2. 記載の金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	5,705,168	流動負債	3,767,879
現金及び預金	3,650,925	買掛金及び工事未払金	1,098,117
売掛金及び完成工事未収入金	1,312,405	短期借入金	750,000
商 品	343,940	一年以内返済予定の長期借入金	502,771
貯 蔵 品	56,599	リ ー ス 債 務	10,414
仕掛販売用不動産	28,452	未 払 法 人 税 等	77,548
未成工事支出金	45,864	前受金及び未成工事受入金	659,993
繰延税金資産	123,710	アフターサービス引当金	42,604
そ の 他	143,269	賞 与 引 当 金	15,407
		ポ イ ン ト 引 当 金	31,912
固定資産	4,801,731	そ の 他	579,109
有形固定資産	3,845,707	固定負債	1,916,880
建物及び構築物	609,478	長期借入金	1,288,628
機械装置及び運搬具	1,046	リ ー ス 債 務	25,203
土 地	3,167,796	退職給付に係る負債	71,561
リ ー ス 資 産	30,951	役員退職慰労引当金	168,833
建設仮勘定	21,462	長期アフターサービス引当金	42,924
そ の 他	14,972	資 産 除 去 債 務	115,399
無形固定資産	109,343	そ の 他	204,330
そ の 他	109,343	負債合計	5,684,760
投資その他の資産	846,680	純資産の部	
投資有価証券	244,270	株 主 資 本	4,689,406
関係会社株式	10,000	資 本 金	653,437
繰延税金資産	22,254	資 本 剰 余 金	711,882
そ の 他	587,006	利 益 剰 余 金	3,324,216
貸倒引当金	△16,850	自 己 株 式	△130
資産合計	10,506,900	その他の包括利益累計額	130,319
		その他有価証券評価差額金	153,746
		繰延ヘッジ損益	△23,426
		新 株 予 約 権	2,412
		純資産合計	4,822,139
		負債・純資産合計	10,506,900

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,902,551
売 上 原 価		8,672,402
売 上 総 利 益		4,230,148
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,563,972
営 業 利 益		666,176
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,651	
為 替 差 益	3,530	
販 売 協 力 金	17,450	
違 約 金 収 入	5,714	
そ の 他	14,849	49,197
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	31,025	
支 払 手 数 料	500	
そ の 他	4,774	36,300
経 常 利 益		679,073
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,428	
関 係 会 社 株 式 売 却 損	115,908	117,336
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		561,736
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	169,583	
法 人 税 等 調 整 額	9,388	178,971
当 期 純 利 益		382,765
親会社株主に帰属する当期純利益		382,765

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年4月1日残高	640,742	699,187	3,146,306	△130	4,486,105
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	12,695	12,695	—	—	25,390
剰余金の配当	—	—	△204,854	—	△204,854
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	382,765	—	382,765
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	12,695	12,695	177,910	—	203,301
平成29年3月31日残高	653,437	711,882	3,324,216	△130	4,689,406

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
平成28年4月1日残高	—	△47,192	40,113	△7,078	6,593	4,485,620
連結会計年度中の変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	25,390
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△204,854
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	382,765
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	153,746	23,765	△40,113	137,398	△4,180	133,217
連結会計年度中の変動額合計	153,746	23,765	△40,113	137,398	△4,180	336,519
平成29年3月31日残高	153,746	△23,426	—	130,319	2,412	4,822,139

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	5,455,530	流動負債	3,511,661
現金及び預金	3,448,005	買掛金	783,389
売掛金	1,169,443	工事未払金	243,913
完成工事未収入金	117,115	短期借入金	700,000
商品	343,940	一年以内返済予定の長期借入金	464,991
貯蔵品	55,901	リース債務	6,150
仕掛販売用不動産	28,452	未払金	243,468
未成工事支出金	38,868	未払費用	177,602
前払費用	38,171	未払法人税等	75,305
繰延税金資産	112,564	未払消費税等	58,901
その他	103,067	前受金	450,254
固定資産	4,742,251	未成工事受入金	165,481
有形固定資産	3,739,855	預り金	68,736
建物	480,571	アフターサービス引当金	38,204
構築物	70,381	ポイント引当金	18,985
機械及び装置	1,046	為替予約	16,274
工具器具及び備品	13,535	固定負債	1,815,780
リース資産	19,694	長期借入金	1,206,803
土地	3,146,447	リース債務	15,143
建設仮勘定	8,178	退職給付引当金	71,561
無形固定資産	109,277	役員退職慰労引当金	168,833
ソフトウェア	101,032	長期アフターサービス引当金	41,150
ソフトウェア仮勘定	4,502	長期前受金	186,864
その他	3,742	資産除去債務	107,958
投資その他の資産	893,118	その他	17,466
投資有価証券	244,270	負債合計	5,327,441
関係会社株式	90,000	純資産の部	
破産更生債権等	17,693	株主資本	4,737,606
長期前払費用	70,759	資本金	653,437
繰延税金資産	20,008	資本剰余金	711,882
敷金保証金	157,022	資本準備金	711,882
保険積立金	237,558	利益剰余金	3,372,416
その他	72,656	利益準備金	23,280
貸倒引当金	△16,850	その他利益剰余金	3,349,136
資産合計	10,197,781	繰越利益剰余金	3,349,136
		自己株式	△130
		評価・換算差額等	130,319
		その他有価証券評価差額金	153,746
		繰延ヘッジ損益	△23,426
		新株予約権	2,412
		純資産合計	4,870,339
		負債・純資産合計	10,197,781

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		
商品売上高	7,266,544	
完成工事高	3,511,027	
その他の売上高	1,239,078	12,016,650
売上原価		
商品売上原価	5,323,923	
完成工事原価	2,432,926	
その他の売上原価	259,773	8,016,623
売上総利益		4,000,027
販売費及び一般管理費		3,308,671
営業利益		691,356
営業外収益		
受取利息	6,837	
為替差益	3,593	
販売協力金	17,450	
違約金収入	5,714	
その他の	13,454	47,051
営業外費用		
支払利息	28,930	
財務支払手数料	500	
その他の	4,700	34,130
経常利益		704,277
特別損失		
関係会社株式売却損	144,874	144,874
税引前当期純利益		559,403
法人税、住民税及び事業税	165,006	
法人税等調整額	2,268	167,274
当期純利益		392,128

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成28年4月1日残高	640,742	699,187	699,187	23,280	3,161,862	3,185,142	△130	4,524,942
事業年度中の変動額								
新株の発行	12,695	12,695	12,695	—	—	—	—	25,390
剰余金の配当	—	—	—	—	△204,854	△204,854	—	△204,854
当期純利益	—	—	—	—	392,128	392,128	—	392,128
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	12,695	12,695	12,695	—	187,274	187,274	—	212,664
平成29年3月31日残高	653,437	711,882	711,882	23,280	3,349,136	3,372,416	△130	4,737,606

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差額 等合計		
平成28年4月1日残高	—	△47,192	△47,192	6,593	4,484,343
事業年度中の変動額					
新株の発行	—	—	—	—	25,390
剰余金の配当	—	—	—	—	△204,854
当期純利益	—	—	—	—	392,128
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	153,746	23,765	177,512	△4,180	173,331
事業年度中の変動額合計	153,746	23,765	177,512	△4,180	385,996
平成29年3月31日残高	153,746	△23,426	130,319	2,412	4,870,339

連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月10日

株式会社アールシーコア
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代 表 社 員 公認会計士 野村 聡 ⑤
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 橋爪 剛 ⑤

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アールシーコアの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アールシーコア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年 5 月10日

株式会社アールシーコア
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代 表 社 員 公認会計士 野村 聡 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 橋爪 剛 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アールシーコアの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第32期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社アールシーコア 監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役） 山里 晃久 ㊞

監 査 等 委 員（社外取締役） 加藤 公司 ㊞

監 査 等 委 員（社外取締役） 小泉 大輔 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき点はないとの意見でございました。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
1	(ふたぎ こうぞう) 二 木 浩 三 (昭和22年3月4日生)	昭和60年8月 当社設立 代表取締役社長(現任)	904,100株
	〔取締役候補者とした理由〕 創業以来、取締役社長を務め、重要な意思決定に参画するとともに、当社の事業を掌握し、リーダーシップの発揮により業務を適切に執行していることから、引き続き当社の持続的成長と企業価値向上に貢献できると判断したためであります。		
2	(た に あ き こ) 谷 秋 子 (昭和31年9月13日生)	昭和60年8月 当社設立 平成元年8月 取締役 平成13年12月 商品開発部責任者 平成15年10月 スクエア部門責任者 平成16年10月 商品開発部責任者 平成22年4月 BI開発部責任者 平成23年4月 BI本部責任者 平成24年4月 常務取締役(現任) 平成26年4月 技術本部長 平成29年4月 生産革新推進室長(現任)	283,000株
	〔取締役候補者とした理由〕 創業者の一員であり、平成元年から取締役を務め、重要な意思決定に参画するとともに、ブランドイメージ開発や商品開発等の業務を適切に執行していることから、引き続き当社の持続的成長と企業価値向上に貢献できると判断したためであります。		
3	(うらさき まこと) 浦 崎 真 人 (昭和38年3月12日生)	平成6年10月 新日鐵化学株式会社(現、新日鉄住金化学株式会社)総務部課長代理 平成12年10月 同社退社、当社入社 平成16年4月 総務部長 平成23年10月 執行役員 平成25年6月 取締役 平成28年6月 常務取締役(現任)	30,500株
	〔取締役候補者とした理由〕 平成25年から取締役を務め、重要な意思決定に参画するとともに、人事・総務やコンプライアンス等の業務を適切に執行していることから、引き続き当社の持続的成長と企業価値向上に貢献できると判断したためであります。		

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
4	(やまだ ひろし) 山 田 浩 (昭和34年9月3日生)	平成11年11月 株式会社西洋環境開発企画室マネージャー 平成12年9月 同社退社 同 年10月 当社入社 平成18年10月 販社部門責任者 平成23年10月 執行役員 平成25年7月 販社管理統括本部責任者 平成26年6月 取締役(現任) 平成27年4月 営業本部長 平成29年4月 営業統轄本部長補佐(現任)	39,600株
〔取締役候補者とした理由〕 平成26年から取締役を務め、重要な意思決定に参画するとともに、販社政策や販社管理等の業務を適切に執行していることから、引き続き当社の持続的成長と企業価値向上に貢献できると判断したためであります。			

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 各候補者とも重要な兼職はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ており、監査等委員である各取締役においても指摘すべき点はないとの意見でございました。

監査等委員である取締役候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
1	(やまさと てるひさ) 山 里 晃 久 (昭和30年5月5日生)	平成8年3月 三井物産株式会社繊維第一部第三室長 平成10年4月 株式会社サン・フレール出向、代表取締役副社長 平成13年4月 イタリア三井物産株式会社出向、取締役繊維部長 平成16年12月 香港アルタ・モーダ・インターナショナル出向、代表取締役社長 平成19年7月 三井物産株式会社復帰、CS事業第一本部アパレルOEM事業室長 平成20年4月 同社中部支社業務部人事・総務室長 平成23年6月 株式会社メフォス出向、常勤監査役 平成27年6月 三井物産株式会社復帰、同社退社 平成28年6月 当社監査等委員である取締役(常勤、現任)	1,100株
〔取締役候補者とした理由〕 長年にわたって総合商社の取引先又は子会社において経営者や監査役を務めており、その経験や知見を当社の監査に反映していただけると判断し、更に当社社外取締役としてのこれまでの職務遂行状況を勘案して、候補者といたしました。 なお、同氏の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
2	※ (よねだ りょうげん) 米 田 龍 玄 (昭和56年3月13日生)	平成17年11月 弁護士登録	0株
	〔取締役候補者とした理由〕 過去に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としてのこれまでの業務実績を踏まえた専門的知見を当社の監査に反映していただけると判断し、候補者いたしました。		
3	※ (やました やすこ) 山 下 泰 子 (昭和38年11月5日生)	昭和62年10月 監査法人トーマツ(現、有限責任監査法人トーマツ)入社 平成4年2月 公認会計士登録 平成8年12月 監査法人トーマツ退社 平成14年5月 新日本監査法人(現、新日本有限責任監査法人)入社 平成19年9月 同法人退社 平成22年10月 司法書士法人最首総合事務所入社 平成23年10月 司法書士登録 平成24年9月 日本司法支援センター監事(現任) 平成25年11月 司法書士法人最首総合事務所退社 平成25年12月 司法書士法人山下泰子事務所設立、代表就任(現任) 平成28年5月 ポケットカード株式会社社外監査役(現任)	0株
	〔取締役候補者とした理由〕 過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士及び司法書士としてのこれまでの業務実績を踏まえた専門的知見を当社の監査に反映していただけると判断し、候補者いたしました。		

- (注) 1. ※は、新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 各候補者は、いずれも社外取締役候補者であります。
4. 当社は、山里晃久氏との間で、会社法第427条第1項の規程に基づき、同法第423条1項の損害賠償責任を法令が定める範囲内に限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合には当該責任限定契約を継続する予定であります。
- また、米田龍玄及び山下泰子両氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、山里晃久氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
- また、米田龍玄及び山下泰子両氏の選任が承認された場合、両氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役坂根 聡氏の選任決議の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、改めて、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ており、監査等委員である各取締役においても指摘すべき点はないとの意見でございました。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次の通りであります。

ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式数
(さかね さとし) 坂 根 聡 (昭和34年9月10日生)	昭和63年9月 税理士登録 坂根会計事務所(現、SSJ税理士法人)設立、 代表就任(現任) 平成17年6月 当社補欠の監査等委員である取締役(現任)	0株
〔補欠の取締役候補者とした理由〕 過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、税理士としての専門的知見を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、引き続き補欠の候補者としていたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 候補者が取締役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める範囲内に限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「賞与」及び「退職慰労金」で構成されていましたが、取締役に対する役員報酬制度の見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することといたしました。その一方で、新たに、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び海外居住者を除く。以下本議案において同じ。）を対象に、業績目標の達成度及び役位に応じて当社株式の交付を行う業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

本制度の導入は、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的としており、導入は相当であると考えております。

本議案は、平成27年6月11日開催の第30回定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額（年額250百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とは別枠で、取締役に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

なお、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

また、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき点はないとの意見でございました。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役の報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、当該信託を通じて取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です。（詳細は(2)以降の通り。）

①本制度の対象となる当社株式等の交付等の対象者	・当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び海外居住者を除く。）
②本制度の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記（２）の通り。）	・３事業年度を対象として、合計200百万円
当社株式の取得方法（下記（２）の通り。）及び取締役が取得する当社株式等の数の上限（下記（３）の通り。）	・当社株式は、株式市場から取得予定のため、希薄化は生じない ・取締役に付与される１年あたりのポイントの総数の上限は、72,000ポイント ・取締役に付与される１年あたりのポイントの上限に相当する株式数の当社発行済株式総数（平成29年３月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約1.6%
③業績達成条件の内容（下記（３）の通り。）	・（１）当社が毎事業年度の最初に公表する決算短信において開示される業績目標に対する達成度及び（２）中期経営計画の最終事業年度における業績目標に対する達成度に応じて変動
④取締役に対する当社株式等の交付等の時期（下記（４）の通り。）	・取締役の退任時

（２）当社が拠出する金員の上限

本制度は、連続する３事業年度（当初は、平成30年３月31日で終了する事業年度から平成32年３月31日で終了する事業年度までの３事業年度とし、本（２）第３段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各３事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに200百万円を上限とする金員を、取締役への報酬として拠出し受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間３年間の信託（以下「本信託」という。）を設定（本（２）第３段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場から取得します。当社は、信託期間中、取締役に對するポイント（下記（３）の通り。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、新たな本信託の設定に代えて信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、信託期間の延長以降の３事業年度を対象期間とします。延長された信託期間ごとに、当社は200百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に對するポイントの付与を継続し、本信託は、延長された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。ただし、係る追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）がある時は、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、200百万円の範囲内とします。

（３）取締役が取得する当社株式数の算定方法と上限

信託期間中の毎年６月１日に、（ア）同年３月31日で終了する事業年度（初回は平成30年３月31日で終了する事業年度。）における毎事業年度の最初に公表する決算短信において開示される業績の予想値に対する達成度、（イ）（中期経営計画の最終事業年度については（ア）に加え）中期経営計画の業績目標に対する達成度、及び（ウ）役位に応じて、取締役に一定のポイントが付与されます。各取締役の退任時（退任には、海外赴任により海外居住者となる場

合を含む。以下同じ。)にポイントの累積値(以下「累積ポイント」という。)に応じて当社株式等の交付等が行われます。

1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイント当たりの当社株式数の調整がなされます。

取締役が付与される1年当たりのポイントの総数は72,000ポイントを上限とします。

(4) 取締役に対する当社株式等の交付等の時期

受益者要件を充足した取締役は、取締役の退任時に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。この時、当該取締役は、当該ポイントの70%(単元未満株式は切り捨て)に相当する当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、取締役が在任中に死亡した場合、その時点までに付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。また、取締役が在任中に海外居住者となる場合には、その時点までに付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役が受けるものとします。

(5) 当社株式に関する議決権

本信託内の当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る剰余金配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、信託終了時に残余が生じた場合には、取締役に対して給付されることになります。

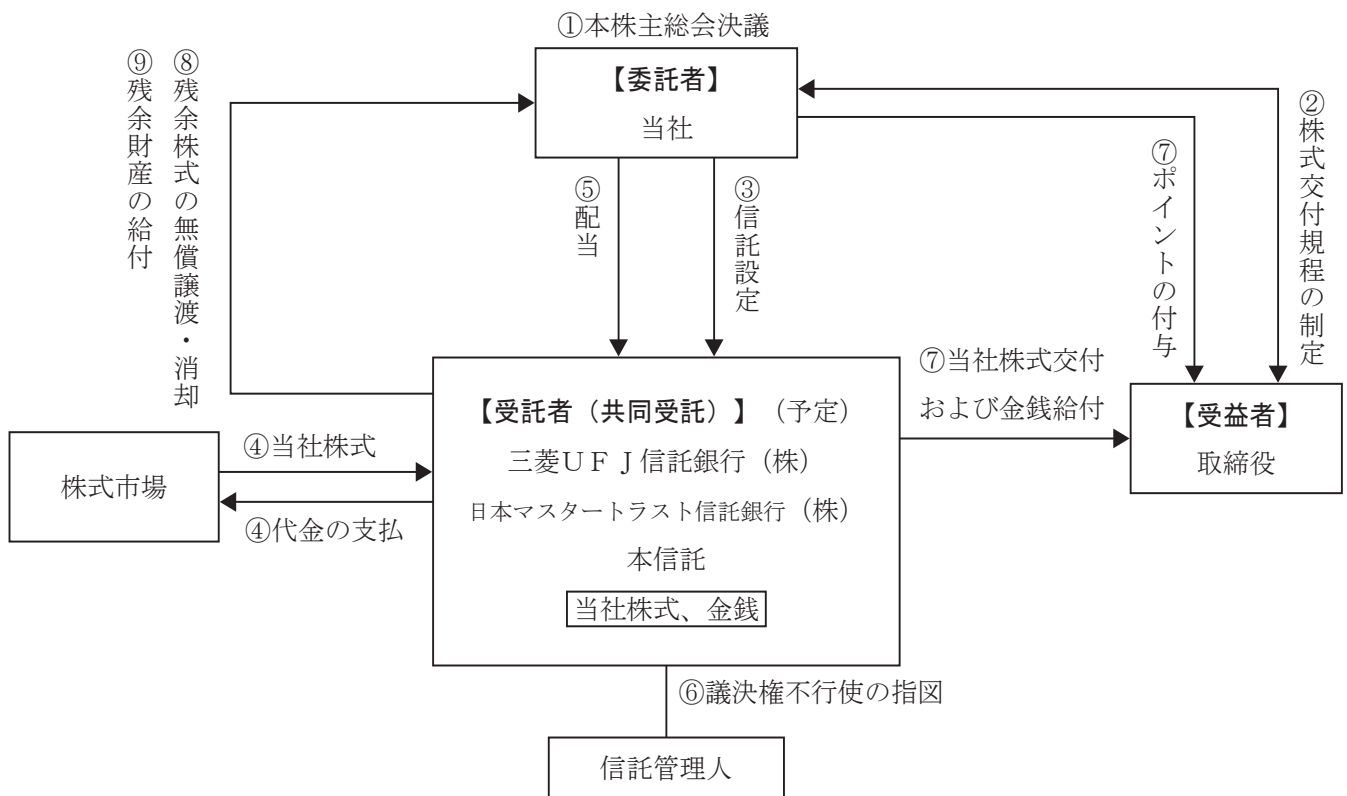
(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細については、平成29年5月12日付「役員退職慰労金制度の廃止及び業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

(ご参考：平成29年5月12日付プレスリリースの抜粋)

【本制度の概要】



- ①当社は、本総会において、本制度の導入に関する承認決議を得ます。
- ②当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は、①の本総会決議で承認を受けた範囲内で当社の取締役に対する報酬の原資となる金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする本信託を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の本総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、
 - (1)当社が毎事業年度の最初に公表する当社の決算短信において開示される業績の予想値に対する達成度、(2)(中期経営計画の最終事業年度については(1)に加え)中期経営計画の業績目標に対する達成度、及び(3)役位に応じて、毎年、取締役に一定のポイントが付与されます。中期経営計画の達成度に応じて付与されるポイントは、対象期間の終了後に、対象期間の業績に応じてポイントの加算又は減算を行い、累積ポイント数を算出します。一定の受益者要件を満たす取締役に対して、当該取締役の退任時に、累積ポイントに応じて当社株式等について交付等を行います。
- ⑧業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で帰属権利者たる当社に帰属する予定です。

(注)受益者要件を充足する取締役への当社株式等の交付等により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、本株主総会決議で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

(ご参考) 信託契約の内容

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(予定)） |
| ⑤受益者 | 取締役のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 専門実務家であって対象会社と利害関係のない第三者 |
| ⑦信託契約日 | 平成29年8月1日（予定） |
| ⑧信託の期間 | 平成29年8月1日（予定）～平成32年8月31日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成29年8月1日（予定） |
| ⑩議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 200百万円（予定）（信託報酬及び信託費用を含む。） |
| ⑬株式の取得時期 | 平成29年8月2日（予定）～平成30年3月30日（予定）
（なお、決算期(中間決算期、四半期決算期を含む。)末日以前の5営業日から決算期末日までを除く。） |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、役員報酬制度改定の一環として役員報酬体系の見直しを行った結果、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決定いたしました。

これに伴い、再任予定の取締役5名に対し、これまでの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内にて退職慰労金を打ち切り支給することといたします。

なお、打ち切り支給の対象となる取締役に対する退職慰労金の支給時期につきましては、各取締役の退任時としますが、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査等委員である取締役については監査等委員の協議に、それぞれご一任いただきたいと存じます。

役員退職慰労金制度の廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は次の通りであります。

氏 名	略 歴
二 木 浩 三	昭和60年8月 代表取締役社長(現任)
谷 秋 子	平成元年8月 取締役 平成24年6月 常務取締役(現任)
浦 崎 真 人	平成25年6月 取締役 平成28年6月 常務取締役(現任)
山 田 浩	平成26年6月 取締役(現任)
山 里 晃 久	平成28年6月 監査等委員である取締役(常勤、現任)

以 上

株主総会会場ご案内図



■株式会社アールシーコア■

本店・総合展示場『BESSスクエア』

〒153-0042 東京都目黒区青葉台一丁目4番5号

TEL : 03-3462-7721

☆交通

◎東急東横線 代官山駅正面口より徒歩7分

◎JR渋谷駅よりバス10～20分

「東急トランセ」渋谷駅南口→都立第一商業高校 下車すぐ

*駐車場の用意がございません。電車又はバスをご利用ください。